建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合）<br>**第三条**　令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離又は長さによることが不適当である場合として、知事等（その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。）にあっては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（都道府県計画道路沿道建築物を除く。）にあっては市町村長をいう。次条及び第四条の二において同じ。）が規則で定める場合とする。<br>（令第四条第一号の国土交通省令で定める距離）<br>**第四条**　令第四条第一号の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。<br>（令第四条第二号の国土交通省令で定める長さ及び距離）<br>**第四条の二**　令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。<br>2　令第四条第二号の国土交通省令で定める距離は、第三条の規則で定める場合において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。 | （令第四条の国土交通省令で定める場合）<br>**第三条**　令第四条の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離によることが不適当である場合として、知事等（その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。）にあっては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（都道府県計画道路沿道建築物を除く。）にあっては市町村長をいう。次条において同じ。）が規則で定める場合とする。<br>（令第四条の国土交通省令で定める距離）<br>**第四条**　令第四条の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。<br>（新設） |

**附　則**

この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

**○環境省令第二十三号**

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第二項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

環境大臣　原田　義昭

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）<br>**第九条**　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一～十九　（略）<br>二十　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。<br>二十一～三十六　（略） | （廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）<br>**第九条**　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。<br>一～十九　（略）<br>二十　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。<br>二十一～三十六　（略） |